

Title	土方成美著 我國民經濟と財政
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.9 (1926. 9) ,p.1197(147)- 1202(152)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260901-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ゐたのである。換言すれば中世に於ける僧院は近世に於いて殆ど用無きものとなつた。僧院解散の理由を英國々民の輕信、卑怯、忘恩等に歸することは當つてゐない。新時代への變遷を考慮に入ることが必要である。この點に於いて上述せる僧院の財政的頹廢は一層この間の事情を説明するものと云はなければならぬ。(第六章)

以上余は Snape の “English Monastic Finances” の梗概を略述した。餘して盡さざる缺點はあるとも、大略を覗ふには十分であると思ふ。元來英國經濟史に於いて寺院の占むる地位は甚だ重要である。中世英蘭に於いて寺院の領地はその大部分を占め、第十二世紀頃のマナー經營法を知るにも是等寺院所有の記録が重要なものになつてゐる。従つてそれ等の文書の編纂等は少なくないにも拘らず、實際の經濟制度を簡明に綜合的に敘述したものは殆ど見當らない。本書はこの點に於いて有用なものである。A. N. Savine の “English Monasteries on the eve of the Dissolution” は詳細を極めたものではないが、その代りそれは偏してゐない。唯一讀餘りに僧院の頹廢を論ずるにのみ力を注ぎ過ぎた恨みがあり、結論を正當化するに餘りに急ではなかつたかと思はれる。さらに僧院とその所領との經濟的關係を一層詳細に敘述したならば、經濟史として利するところ一層多かつたらう。この書は一九二二年 Prince Consort Prize の當選論文を訂正し、Cambridge Studies in Medieval Life and Thought の一書として本年始めて刊行されたものである。

(一九二六年八月十八日)

野村兼太郎

土方成美氏著

「我國民經濟と財政」

財政と價格經濟の關係を單なる機械的關係と見ずして内面的機能的關係を辿り、兩者を統一する見地を求め同一平面から眺めて見たいと云ふのが「財政學の基礎概念」以來著者の要求であり本書生誕の動機であると云ふ。

本書は其内容を八講に分つ。

第一講、總説に於て先づ「經濟、經濟の原則、經濟組織、國民經濟を説明する。經濟とは配分即ち物の支配を人々の間に分けることである。支配するとは「物を自分の欲する一定の状態に置く」ことである。經濟とは配分であつて生産すること云ふことも他人に提供するための生産でなければ、技術であつても經濟ではない。配分には生産が殆ど常に伴つて居るし、又事實上生産は極めて重要な事柄であるが、經濟の中心問題は配分であつて生産物が出来上つた後之を御互の間に分ける場合、生産が配分と關係がある時に始めて經濟問題と關係する。

物には生産の手段と生産物があるが此生産手段生産物の支配を分ける即ち配分が社會成員の間に現在何を標準とし又は如何なる原則に従つてゐるかの經濟原則については之を必要を標準とするものと、貢献を標準とするものを配分上の二原則とし、此各人の必要、貢献を誰に判断せしめ誰に行はせるかによつて經濟組織に差異が出来る。今日の世の中では統制組織と自由組織とが相並んで行はれ、自由組織の主なるものは價格組織であることは現實である。價格組織は法律を以て規律され、又價格組織を統制組織によつて規律する。更に進んで自ら統制配分を行ふための統制機關は一つの

社會に於て政治的權力を代表、執行する機關、即ち政府である。國民經濟とは此一統制機關の下に統制せられる經濟社會である。一の國家を組織する人々の作つてゐる經濟社會である。財政とは此國民經濟内に行はれる財貨の統制配分である。國民經濟は財政を其一部分として包含する。財政と國民經濟の關係と云ふことは、財政と價格經濟との關係、財政と價格經濟其他の自由經濟との關係を通じて財政と國民經濟全體との關係と云ふ二通りの解釋が出来る。財政が價格經濟に與へる影響は意識的統制的であるが價格經濟が財政に與へる影響は非統制的で云はゞ無規律無意識的である。しかし兩者は何れも其一方が他方に影響を與へるもので常に一方のみが他方に影響を與へるものではないのである。

第二講、財政と物價に於ては、今日の價格經濟の特色として通貨經濟、市場生産を説明し、價格の性質、物價の決定を述べたる後、物價調節の問題について價格經濟内部に發展し來る價格の統制調節の實例を我國の綿絲紡績の生産協定について、又價格經濟の外部より財政を以てする價格調節を、米價調節、蠶絲救濟の實例について説明し、物價變動が財政に及ぼす影響を最後の部分とす。第三講、財政と金融、財政は物の統制配分であるが通貨を以て行はれるから金融と財政とは密接な關係がある。金融を説明したる後、貨幣銀行制度と財政との關係を我國の實例について説明する。

金融の統制には金融組織の内部よりする金融制度による金融の統制と、財政による金融の統制とがある。金融組織の内部に於ける統制は又各種の金融機關によつて違ふ。しかし内部よりする統制のみでは充分でないと見られて財政による金融の統制が行はれる。一は租税の徴收によるものである。日本銀行が制限外發行をすれば五分を下らざる率の課税とする。此は通貨の供給を控へさせるための統制である。日本銀行の兌換券の數量は主として金の保有高で統制する、此金準備の統制こ

を最も根本的な財政による金融の統制である。此事を述べて正貨準備と兌換銀行券發行額との關係は又財政と價格經濟の一妥協點であることを云ふ、金融に對して種々なる統制が行はれて恐慌を未然に防止しやうとする努力が或程度迄行はれて居るにも拘らず恐慌は現實に起る。恐慌に際して財政が盛に活動する。我國に於ける其實例を見る。最後に簡單に爲替相場と財政との關係を見る。

第四講、財政事業と企業、民間の價格經濟に全然放任して置いては起らない企業を起させるため、又は或財貨の獲得を容易にしたり又は困難にするために財政がいろいろ統制をする。價格經濟に加へられる財政統制を財貨の供給者に對する統制と獲得者に對する統制とに分つ。先づ財政事業と其價格經濟に及ぼす影響とを見て次に財政による統制を供給者に對するものと需要者に對するものとに別つて觀察する。財政事業の重要なものとして軍備、教育、土木事業、鐵道通信事業、製鐵業、大藏省預金部の行ふ金融業等について過去の経緯及び現狀を説明す。次いで我國の企業分布の概略を見たる後、各種の企業に加へられたる我國の財政統制の事例は蠶絲業、水産業、糖業、海運業、鐵道業、倉庫業、貿易等の補助を過去現在の實例によつて詳細に述べてある。消費組合、中央卸賣市場、市設市場等による購買の統制と更に價格主義經濟では財貨を得られない人々に對する財政救濟のことを述べる。

第五講、財政と労働、労働の賣手と買手の需要供給の投合を計る施設として政府地方廳の設くる職業紹介所、労働者の共済組合と之に對する政府の補助、健康保險法による政府の補助等が本講の問題である。

第六講、財政と保險、特別に豫想せざる危險が一時に發生せる場合には、財政が保險會社を救済する。其他自由に放任しては何人も起さない保險は政府自ら起す。我國に於ける之等の問題を、戰時海上保險、大震災火災保險問題、簡易生命保險について其實例を擧ぐ。

第七講、租税と價格經濟、租税の價格經濟に及ぼす影響は租税徴收による影響と其租税支出の影響とがある。租税徴收が價格經濟に及ぼす最も一般的の影響は財貨の價格を變動せしめることである。租税は財貨の配分状態の變更である。今日の價格組織に於ては一定の配分状態の基礎の上に價格が成立してゐるものであるから租税徴收は何等かの形で價格の變動を起すものと見なければならぬ。そして一財の價格の變動は多數の財貨の價格の變動を齎しがちである。租税が起す價格經濟に對する直接の變更は配分の變動であるが、之より惹いて租税は各種の影響を價格經濟に齎らす。結果の重大さに於て此影響は決して直接の影響に劣らない。租税が享樂財の配分を動かす結果として經濟社會に於ける生産提供力生産提供心に著しい影響を及ぼす。租税の價格に及ぼす變動はやがて利益配分關係の變更であるから之がために惹いて収益關係を變じて企業の方角、規模、形態の變更を齎らし更に一國全體の生産力に非常な影響をもつ。租税が通貨の一定期間の利用の價格たる金利に及ぼす影響は租税を徴收する時期に於ける影響と長期に亘つての影響とに別つて考へる。次いで我國の實際について實證的研究を試み、先づ消費税が價格其他に及ぼす影響を鹽、砂糖、酒、麥酒の四種の財貨について見る。輸入關稅が價格經濟に及ぼす影響乃至輸入關稅を以てする價格經濟の統制を震災減免稅、贅澤品關稅、外米と關稅、鐵關稅、染料關稅、毛織物關稅、藥品關稅等について我國の實例を以て述べる。第七講最後の部分は租税の源泉についてある。租税の價格經濟に及ぼす影響は租税が如何なる源泉から支拂はれるか、税額算定の基礎となる課税の標準を何に定めるか等によつて異なる。就中重要なものは租税の支拂はれる源泉である。營利活動に使用せられてゐる資本、即ち元本たる部分から租税を支拂はせる場合及び所得の如何なる部分、如何なる種類より支拂はるか、營利力生産力産業の方角に與ふる影響に於て重要なものである。相續税を除外すれば税源は原則として所謂繼續的生活の基礎たる所得であるが、同じ所得を税源とするにしても税額算定の基礎たる課税標準を何に定めるかによつて價格經濟に及ぼす影響は著しく違ふものである。此課税標準、其他課税の率、租税徴收の方法、時期等についての影響を見る。

第八講、公債並に不換紙幣と價格經濟、公債の募集は價格經濟にどんな影響を與ふるか。公債の募集は何人の手から勞力物資を政府に集めるか。何人も公債の應募者から政府の手に勞力物資が移るものと思ふが、そのみに限らず事實上應募者以外の一般國民も勞力物資を政府に提供してゐる場合が多い。公債の利子支拂又は償還の際に租税を徴收すると納税者が政府に自分の分け前に與べき勞力物資を提供してゐることはもとより、政府が公債を募集して此手取金を支出する場合大抵は一般國民が勞力物資の配分を之によつて減せられた結果になつてゐる。公債は勞力物資を通貨の形で政府の手に集める手段であるから其價格經濟に及ぼす影響から見て最も直接なものは金利に對するものである。公債が金利に及ぼす影響については應募のみを考へると支出をも合せ考へるとでは其作用を多少異にし、又公債募集の當時又は直前直後の影響と長期に亘つて始めて起る影響とは區別して考へなければならぬ。公債募集は金利に影響し延いて有價證券其他資本價格を變動せしめるが、更に一般財貨の價格に影響する。公債の募集は一般に通貨膨脹、物價の騰貴を起すと云はれてゐるが、價格に及ぼす影響として特に重大なのは通貨の絶対額に於ける膨脹、物價の一般膨脹と云ふことよりも、寧ろ各種の財貨の上り方の程度又は其速度の相違である。公債の募集、其手取金の支出が價格經濟に及ぼす影響の問題より、内債募集と租税徴收の影響の相違の問題に移る。公債が通貨の形で勞力物資を政府の手に集める點は租税と同じことである。公債の募集は徵税との影響の差異としては一般國民の營利心を害することが租税に比して少ない點であらう。又著しい差異の一は配分上の差異である。内國債償還、外國債の募集償還の價格經濟に及ぼす影響と相違等の問題より不換紙幣發行と價格經濟の關係に移り、本書最後の部分は明治初年以來我國に於ける

不換紙幣及び公債の説明に入る。

統制經濟と自由經濟とは一見調和し難い矛盾のやうであるが、自由經濟も其活動の範圍は法律によつて統制せられてゐる。更に自由經濟は統制經濟によつて或程度まで統制せられてゐる。自由經濟に代つて統制經濟が唱道せらるゝも、統制のための統制は無意味である。生の内部に發展して統一を求め、力を出来るだけ自由に發展せしめる統制でなければならぬ。統制の内容が問題である。統制の方法、内容について各人が自由に意志を發表し、反省的なる何人もが合理的(矛盾の統一)であると承認する統制を行はなければならない。

六百六十餘頁に亘る本書の内容を僅々數頁に充分紹介することは出来ないことであるし、又未だ卒讀の際ではあるが、近來盛んとなつて來た我國の經濟の研究中にあつて本書正に白眉であることは疑はない。價格經濟と財政との交錯した關係を説くことを主眼として居るから歴史的敘述には左程多くを費さないが我國現在の國民經濟と理解するには全く充分である。行文の平易なる事は讀者をして非常に理解を助けた様に思はれる。

高木壽一

前號 (第二十八號) 目次

(大正十五年八月號)

勞農露西亞に於ける農民問題

小泉 信三

フイゾイオクラートの學說の出所

瀧本 誠一

階級闘争説に於けるマルクスと

其の先驅者

平井 新

經濟學に於ける純粹悟性概念の

演繹

武部與八郎

●一冊定價金五拾錢
●半年分金貳圓九拾錢
●一年分金五圓四拾錢
郵税金壹錢五厘
郵税 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正十五年八月廿一日印刷納本
大正十五年九月一日發行
每月一回一日發行

三田學會雜誌
禁轉載
第二十二卷第九號
編輯者 江田 範保
發行所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
印刷者 金子 鐵五郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
金子活版所

發賣元 東京市芝區三田貳丁目壹番地
丸善株式會社三田出張所
電話高輪 一九二六
●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京三田芝 慶應義塾内 理財學會